# 令和4年度

# 包括外部監査の結果報告書 (概要)

社会福祉法人への補助金にかかる事務の執行について

神戸市包括外部監査人 森山 恭太

# 第1 外部監査の概要

# I 外部監査の種類

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第252条の37第1項及び神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年3月26日条例第41号)第2条に基づく包括外部監査

# Ⅲ 選定した特定の事件(テーマ)

## 1 監査対象

社会福祉法人への補助金にかかる事務の執行について

### 2 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日 ただし、必要に応じて他の年度についても遡及して対象にした。

# 3 事件を選定した理由

社会福祉法人は、高齢者・障害者・児童等の要援護者に対する福祉サービスを 提供する目的で設立された極めて公益性の高い法人である。

少子・超高齢社会の進展に伴い、社会保障に関する様々なニーズが増大するなか、社会福祉法人が様々なサービスを担い、その対価として市から多くの補助金が支出されている。

社会保障制度を恒久的に維持していくためには、社会福祉法人の自立的経営の 担保、提供されるサービス水準の確保、公的分野が担うべき分野の適正化が重要 である。

適正な運営・監督の実施や財務上のリスクへの適切な対応のためにも、社会福祉法人に対する補助金について、時代適合性や公平性の観点も含め、効果的かつ効率的な施策となっているか、また、支出が適切に行われているかなどの検証が必要である。

また、補助金の申請・報告等においては、ポストコロナ時代、DX時代にあった事務への転換をはかるためにも、外部の目線でのチェックを踏まえた手続きの見直しが必要である。

これらの現状を把握のうえ、正確な課題認識を行い、その対応について監査を 実施することは、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果 をあげ、また組織運営の合理化に努めるとの地方自治法の趣旨を達成するために 必要であると認められることから、令和4年度の包括外部監査の特定の事件(テ ーマ)として選定した。

# 4 監査の方法

#### 4.1 監査の視点

- ▶ 福祉局及びこども家庭局の補助金事務事業に係る財務事務の執行及び経営 管理が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。
- ➤ 福祉局及びこども家庭局の補助金事務事業に係る財務事務の執行及び経営 管理が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われて いるか。

#### 4.2 主な監査手続

上記4.1に記載した監査の視点に基づき、監査手続を実施した。具体的な監査手続の概要は下記のとおりである。

#### (1) 福祉局、こども家庭局

①効果的かつ効率的な施策であるか。

- ▶ 公益上の必要性からみて、補助金の目的、内容は妥当か。
- ▶ 補助金の目的、内容は、社会情勢の変化に合わせて適時に見直されているか。
- ▶ 交付金額は適正であり、補助額として相当であるか。
- ▶ 補助金支出の効果測定及びそのフィードバックは適切に行われているか。
- ▶ 補助金が交付先の自助努力を削ぐ結果となっていたり、逆に過剰な補助となっていたりしていないか。
- ▶ 各補助金の制度や実績・効果を広く市民に周知するための工夫が行われているか。

- ②支出が適切に行われているか。
- ▶ 交付の時期、方法は適切か。
- ▶ 交付先団体の選定方法は、公平性・透明性の観点から適切であるか。
- ▶ 補助条件等に従って執行されているか。
- ▶ 帳簿、証拠書類等は適正確実に整備されているか。
- ▶ 補助対象団体(事業)からの実績報告に関するモニタリングは適切であり、 支出先に対する指導監督が適切に行われているか。
- ▶ 補助金に関する事務負担について、費用対効果の観点から改善するべき点はないか。

#### (2) 福祉局、こども家庭局及び社会福祉法人

①申請、報告等の手続きが適正に行われているか。

- ▶ 申請、実績報告等の内容及び手続きは適正か。
- ▶ 補助金がその目的どおり適切に使用されているか。

# 5 外部監査の実施期間

監査対象団体及び所管課に対し、令和4年7月11日から令和5年1月23日までの期間にわたり、監査を実施した。

# 6 外部監査の従事者

#### 6. 1 包括外部監査人

公認会計士 森山 恭太

#### 6. 2 包括外部監査人補助者

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者として選任した。 (資格順・五十音順)

弁護士 村上 公一 公認会計士 青戸 祥倫 公認会計士 赤井 真一郎

公認会計士 安達 誠二

公認会計士 池田 学

公認会計士 大内 美香

公認会計士 大谷 泰史

公認会計士 湯本 規子

## 7 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定による利 害関係はない。

#### 8 その他

#### 8.1 金額単位等

原則として円単位で集計後に表示単位未満を切り捨て又は四捨五入している。 そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致 しない場合がある。

#### 8.2 報告書の数値等の出典

神戸市が公表している資料、あるいは監査対象とした所管課等から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。また、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

# 第2 監査の結果及び意見

#### 1 総論

神戸市全体の令和3年度における補助金総数は744事業(令和3年度で市が見直し対象とした補助金数)と相当の数にのぼる。

仮にそれぞれの補助金の交付先が平均数十あるとすると、報告書の「第2 監査対象の概要」の「3 補助金の執行手続」で述べた執行作業が数万件も必要であることになる。しかも、市の補助金担当者からのヒアリングによると、申請書類等の不備も多く、その都度、申請者に連絡し、再度郵送してもらうなど、煩雑な作業が発生しており、事務処理に非常に手間と時間がかかる原因となっているとのことであった。また、今回補助金申請者である社会福祉法人に対して実施したアンケートの結果でも、申請に係る手続きが煩雑だという意見が数多くあった。報告書の「第4 監査結果」の「II 各論」では作業の正確性を担保するため、逆に作業負担の増大につながりかねない意見も記載したが、作業の正確性を向上したうえで補助金申請者及び市担当者双方の作業負担を減らすには、やはりオンライン申請等のITの活用が必要であると考える。ITを活用することにより、システム等による申請書類の入力チェックや申請方法の分かりやすい解説などが可能となり、申請書の提出も簡便になる。また仮に不備があった場合でも、修正依頼や再提出にかかる手間・時間を減らすことができる。

補助金申請者側にある程度のITスキルやパソコン・スマホなどの機器が必要となるため、当初は非常にハードルが高いとは思われるが、これらの問題は、いずれにしても、市としていつかは取り組まなければならない課題である。対応が可能と考えられる補助金からシステム化を進めるなど、徐々にでも改善を進めていくべきであり、例えば、専用システムを導入するとまではいかなくとも、申請書を紙でなく、入力チェックを組み込んだスプレッドシートに替え、メールでの申請に変更するだけでも作業の効率化につながると考えられる。なお、スプレッドシートを導入する場合は「2.36 一時預かり事業 (幼稚園型) 運営費補助金」で記載したような問題にも注意が必要である。

また、当然、影響等をよく検討した上にはなるが、各申請者への補助金額が非常に少額で、かつ申請件数の多い補助金などは、一旦廃止のうえ、より費用対効果を見込める補助金等に振り替えるといった見直しも非常に重要である。そのためには補助金の終期の設定や成果指標の設定など、以下の各論で記載した指摘事項や意見を確実に実行していく必要があると考える。

# 2 指摘事項及び意見の一覧

区分は本編の記載順である。

# 1 福祉局

項目	区分	タイトル / 要旨	
1.	1 社会福祉施	設整備資金利子補助金	
	(指摘事項及び意見なし)		
1.	2 神戸市社会	福祉施設整備資金融資・神戸市社会福祉施設用地取得資金融資	
		融資あっせん先の経営状況のチェックについて	
	意見1	融資あっせん及び利子補助の対象法人については、返済状況や利払い	
	忠元 1	の状況のみならず、財務状況や資金繰りの状況等の経営状況のチェック	
		を行う必要がある。	
1.	3 神戸市社会	福祉協議会社会福祉推進事業補助金(市民福祉大学運営補助)	
		実績報告の内容について	
	意見2	市の担当課は、より詳細な実績報告を徴求し内容の確認を行い、さら	
	尽光 Z	にサンプリング等により証憑書類の確認を行い、補助対象となる経費以	
		外に使用されていないか検証する必要がある。	
1.	4 神戸市社会	福祉協議会社会福祉推進事業補助金(社会福祉事業補助)	
		神戸市社会福祉協議会への人件費補助について	
	意見3	神戸市社会福祉協議会への人件費の補助の対象範囲や、補助する場合	
	15 7L 0	の補助率については、市社協の性質や繰越資金の状況、補助対象となる	
		人員の業務内容等を勘案し十分に検討する必要がある。	
1.	5 神戸市民間	社会福祉施設運営費等補助金	
		救護施設や養護老人ホームの運営費に対する補助のあり方について	
	意見4	救護施設や養護老人ホームの運営費に対する補助のあり方や金額の	
		妥当性については、再度見直しの必要がある。	
1.	6 神戸市民間	社会福祉施設職員給与改善補助金	
		補助金の交付額の妥当性について	
	意見 5	従来からの補助金を継続的に交付するのではなく、補助金の交付の必	
		要性や交付額の妥当性については、常に見直しを行う必要がある。	
		業務の効率化について	
	意見6	現場負担軽減に向けた業務の効率化を図るために、ITの活用等によ	
		る対応を検討されたい。	
	意見7	成果指標の設定について	

項目	区分	タイトル / 要旨	
		補助金の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果の検	
		証をする必要がある。	
1.	7 ふれあいの	まちKOBE 愛の輪運動事業	
		実績報告の内容について	
	<b>本</b> 目 0	市の担当課は、より詳細な実績報告を徴求し内容の確認を行い、さら	
	意見8	にサンプリング等により証憑書類の確認を行い、補助対象となる経費以	
		外に使用されていないか検証する必要がある。	
		成果指標の設定について	
	意見9	目標とするマッチング率を定めるなど、効果の分析を行っていく必要	
		がある。	
1.	8 ふれあい給	食会事業	
		概算払いについて	
	指摘事項1	概算払いについては、必要性を検討し、必要と認められるならば、要	
		綱上にその旨、明記するべきである。	
		実績報告の資料の見直しについて	
	指摘事項2	実績報告について、実績報告書に添付される関係書類の内容を見直	
		し、それに合わせて要綱の記載の見直しを行うべきである。	
		活動内容や補助内容の周知・広報について	
	意見 10	各区役所での周知や広報のみでなく、市としてさらに周知・広報に力	
		を入れ、活動のすそ野を広げていく必要がある。	
1.	9 安心サポー	トセンター事業	
		実績報告の内容について	
	意見 11	市の担当課は、実績報告による内容の確認の際には、サンプリング等	
	思允 11	により証憑書類の確認を行い、補助対象の経費であることを検証する必	
		要がある。	
		事業内容の周知徹底	
	意見 12	様々な機会を利用してより周知・広報を継続し、幅広い利用につなげ	
		ていく必要がある。	
1.	1.10 地域福祉ネットワーク事業		
		補助金と委託料の扱いについて	
	指摘事項3	市として同様の事業において補助事業と委託事業が混在する形とな	
		っており、整理するべきである。	
1.	11 地域福祉推	進事業(区社会福祉協議会振興事業)	
	(指摘事項及で	び意見なし)	

項目	区分	タイトル / 要旨
1.		<u></u> 動
	(指摘事項及	
1.		社会福祉施設職員加配補助金
		補助金の交付目的や使途の適正化について
	指摘事項4	補助金の目的やその使途について、再度検討を行い、その内容によっ
		   ては、要綱の記載の見直しによる適正化を図るべきである。
1.	 14 ケアハウス	運営補助(サービス提供費)
		要綱上の補助金の額の記載について
	指摘事項5	補助金の交付額の算定方法については、要綱上で明確に記載しておく
		べきである。
		実績報告の内容について
	<b>本</b> 日 10	市の担当課は、より詳細な実績報告を徴求し内容の確認を行い、さら
	意見 13	にサンプリング等により証憑書類の確認を行い、補助対象となる経費以
		外に使用されていないか検証する必要がある。
1.	15 ケアハウス	運営補助(給与改善費)
		補助金の交付額の妥当性について
	意見 14	従来からの補助金を継続的に交付するのではなく、補助金の交付の必
		要性や交付額の妥当性については、常に見直しを行う必要がある。
	意見 15	成果指標の設定について
	总允 10	一定の成果指標を設けて、効果の検証を行っていく必要がある。
1.	16 民生委員児	童委員活動推進事業
	(指摘事項及)	び意見なし)
1.	17 神戸市福祉	避難所開設運営訓練事業助成金
		福祉避難所の訓練実施の継続について
	意見 16	福祉避難所の訓練実施については、継続的な支援を行っていくことを
		検討する必要がある。
1.	18 民間社会福	<b>祉施設整備等事業</b>
		検査結果の文書化について
	意見 17	工事の完成検査については、チェック項目も多岐にわたることから、
		チェックの内容や結果について文書化しておく必要がある。
1.	19 定期巡回サ	ービス事業者参入促進(人件費補助)
		収支に関する報告の確認について
	指摘事項6	公金が投入されている以上、収支に関する報告と証拠書類等を照合す
		ることにより使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに

項目	区分	タイトル / 要旨
		至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるよ
		うにするべきである。
		成果指標の設定について
	辛日 10	巡回サービスを提供する事業者を増やすことを目的として本補助金
	意見 18	制度が創設された経緯を鑑みれば、具体的な事業者数の増加に関する目
		標を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必要がある。
1.	20 グループホ	・ ベーム整備支援事業
		工事費に関する確認資料の要件について
	指摘事項7	工事費の確認のために入手する根拠資料は、工事の内訳及び金額が客
		観的に確定していることが確認できるものであるべきである。
1.	21 社会福祉協	。 議会・社会福祉推進事業補助金(障害者スポーツ・芸術振興事業)
		管理費に関する報告の確認及び補助金の精算について
		補助事業者に実態に応じた収支報告をさせるとともに、補助事業者の
	指摘事項8	本部経費の配賦資料や給与台帳等と報告されている管理費を照合する
		べきである。また、補助対象事業ごとに精算を行う、もしくは全事業の
		収支の通算により精算を行う旨を補助金要綱に定めるべきである。
		成果指標の設定について
		スポーツを通じて障害者の社会参加の推進に寄与することを目的と
	意見 19	して、本補助金制度が創設された経緯を鑑みれば、具体的な参加者数の
		増加に関する目標を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必要が
		ある。
1.	22 障害者福祉	:団体補助
		補助対象団体の募集について
	意見 20	当事業を実施できる団体が他にも存在する可能性があるため、当補助
		金の募集は公募とすることを検討する必要がある。
		収支に関する報告の確認について
		公金が投入されている以上、収支に関する報告と証拠書類等を照合す
	指摘事項9	ることにより使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに
		至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるよ
		うにするべきである。
		成果指標の設定について
	意見 21	本補助金制度が創設された経緯を鑑みれば、具体的な目標を設定し、
		客観的な公金投入の効果を検証する必要がある。
1.	23 療養介護事	F業所等避難スペース備品整備補助金

#### 

項目	区分	タイトル / 要旨	
	(指摘事項及)	び意見なし)	
1. 2	1.24 ①重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成		
	②要医療的ケア重症者生活介護看護師送迎支援加算事業		
		補助対象経費について	
	意見 22	車両維持に関する補助対象経費を、車両のリース料に限定することな	
	AB 70 22	く、一括購入や割賦購入した場合の経費(例えば減価償却費相当額等)	
		も含めることを検討されたい。	
		提出書類の網羅的な記載について	
	意見 23	補助事業者から提出を受ける書類について、市が要求した事項が網羅	
	15x 70 20	的に記載されているか確認し、不備のある場合は補助事業者に訂正を求	
		める必要がある。	
		補助金額について	
	意見 24	看護師の現状の賃金状況を勘案し、補助金交付金額の見直しを検討さ	
		れたい。	
1. 2	25 医療型障害	児入所施設等運営費補助金	
	(指摘事項及)	び意見なし)	
1. 2	26 神戸市身体	障害者機能訓練事業	
		補助事業者の募集について	
	意見 25	当事業に関するサービスを提供できる事業者が他にも存在する可能	
		性があるため、当補助金の支出先選定方法を検討する必要がある。	
		成果指標の設定について	
	意見 26	具体的な目標を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必要があ	
		る。	
1. 2	27 神戸市相談	支援事業所人材確保支援費補助金	
	(指摘事項及)	び意見なし)	
1. 2	1. 28 神戸市地域活動支援センター事業		
		収支に関する報告の確認について	
		公金が投入されている以上、収支に関する報告と証拠書類等を照合す	
	指摘事項 10	ることにより使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに	
		至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるよ	
		うにするべきである。	
	指摘事項 11	補助金に関する要領の記載について 	

項目	区分	タイトル / 要旨
		補助金交付に関する透明性・公平性を確保するため、公募要領や認定
		(更新) 要領だけでなく、補助金額上限を補助金交付に関する要綱にも
		規定するべきである。
	意見 27	成果指標の設定について
		本補助金制度が創設された経緯を鑑みれば、センターの利用者や事業
		者数の増加等に関する具体的な目標を設定し、客観的な公金投入の効果
		を検証する必要がある。

# 2 こども家庭局

項目	区分	タイトル / 要旨	
2.	1 こどもの居	1 こどもの居場所づくり事業補助金	
		補助金額の算定根拠の妥当性について	
	指摘事項 12	補助金額が適切かつ妥当なものであると判断するためには、補助金額	
	14個爭坦14	を定めた際の算定根拠が分かる資料を適切に保管すること等により、算	
		定根拠を明確にしておくべきである。	
		補助率の適正化について	
	   指摘事項 13	当補助金は補助目的の早期実現を理由に2分の1を超える補助率を	
	1日间尹伊10	設定しているため、2分の1を超える補助率を適用する期限を定めるべ	
		きである。	
		審査会の開催頻度について	
	   指摘事項 14	審査会の開催について最初の申請時だけで問題ないか十分検討し、問	
	1日間事で115	題ないと判断した場合には、要綱の規定を実態に合わせて改正するべき	
		である。	
		適切な補助金額の交付について	
		補助金を交付する場合においては、補助団体へ必要以上の補助金を交	
	指摘事項 15	付して余剰金を発生させることのないように、対象経費から利用者負担	
		分を控除した残額を交付するべきである。また、合わせて当該取り扱い	
		を要綱上にも明記するべきである。	
2.	2 児童福祉施	設併設型民間児童館事業補助金	
		補助金額の妥当性について	
		繰越金が発生した場合にはその使途について検証を行うべきである。	
	指摘事項 16	また、対象団体全てにおいて補助率が2分の1を超えており、かつ、繰	
		越金が発生していることを踏まえ、補助金額の見直しを検討するべきで	
		ある。	

項目	区分	タイトル / 要旨
		支出方法について
	意見 28	当該事業の支出方法について、補助金見直しガイドラインを参考に補
		助金の見直しの際に委託への切り替えについて検討されたい。
		補助対象経費の明確化について
		補助制度の趣旨に鑑み、補助対象経費については要綱に列挙されてい
	意見 29	る費目に限定されるべきであり、仮に例外事項を認める場合には、その
		必要性を十分に検討した上で、予め要綱等でその要件等を明らかにして
		おく必要がある。
		実績報告書等に係る審査の厳格化について
		実績報告書等に係る審査の実効性を高めるためには、補助対象経費に
		ついて証憑書類の確認まで実施するべきである。また、繰越金が預金で
	意見 30	保管されている場合には通帳を確認するなどの手続きまで検討する必
		要がある。さらに、補助対象事業者において事務処理が適正に行われて
		いるかを確認するため、現地調査や定期的な監査についても実施する必
		要がある。
2.	3 大学と連携	した子育て支援事業補助金
		成果指標の設定について 
	意見 31	当該補助事業の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効
		果を測定する必要がある。
2.	4 放課後児童	健全育成事業助成金
		繰越金の妥当性について 
		繰越金が発生した場合には実績報告書等にその使途を明記するよう
	意見 32	に指導した上で、具体的な使途がない繰越金や金額に説明がつかない繰
		越金がある場合には、 補助金の一部返還や交付基準の見直しを検討さ
		れたい。
		支出方法について 
	意見 33	当該事業の支出方法について、補助金見直しガイドラインを参考に補
		助金の見直しの際に委託への切り替えについて検討されたい。
2.	5 民間児童福	社施設職員給与改善補助金 
		補助単価の見直しについて 
		当補助金について透明性の確保を図り、交付の目的に従って公正かつ
	意見 34	効率的に使用されるようにするために、社会経済情勢等の変化に応じて
		適時に補助単価を見直すとともに、勤続年数以外の要因も考慮した補助
		金の算定方法を検討することで、より効果を発揮できる仕組みへと見直
		していく必要がある。

35	実績報告書の記載不備について 補助事業者に対して実績報告書の適切な作成について周知・徹底する とともに、現場負担軽減に向けたITの活用等による対応を検討するこ
35	とともに、現場負担軽減に向けたITの活用等による対応を検討するこ
35	
	とにより、実績報告書の記載不備を減らし、効率的かつ実効性を高めた
	審査を行う必要がある。
	成果指標の設定について
36	補助金の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果を測
	定する必要がある。
どもの	未来支援プロジェクト補助金
	補助対象経費の適切な解釈運用について
37	当補助金の対象経費については、申請案内で高校生の部活動費用、就
31	学旅行に係る費用、学用品購入費用と記載されていることや、資金提供
	者であるふるさと納税の寄付者の意図に鑑み、学用品に限定されたい。
	補助金額の適切な運用について
	補助金申請額の合計が補助金限度額を上回った場合の取り扱いにつ
意見 38	いて早急に定める必要がある。
	また、補助金申請額の合計が補助金限度額を下回った場合において
	も、補助金額の適切性が阻害されることがないような対応を検討する必
	要がある。
意見 39	補助金交付スケジュールの適正化について
	令和3年度の当補助金の手続きにおいて、申請案内の通知から申請書
	類の提出期限まで1か月未満と非常に短い期間となっていたが、補助対
	象事業者の事務負担等を考慮し、申請案内の通知を早める必要がある。
とり親	家庭の拠点となる居場所づくり事業補助金
	補助対象要件の見直しについて
40	当補助金の趣旨に照らせば、公益上の必要性は認められることから、
40	補助対象事業者の増加を図るために、現在の補助対象事業や補助対象団
	体に求める各種要件について見直しを検討されたい。
·時保護	委託体制強化事業補助金
	定額補助の見直しについて
意見 41	補助金額は、毎年度対象経費の積算に対し、補助の必要性・必要額を
	検討した上で決定されるべきものであるため、毎年度定額の補助金を交
	付する取り扱いを見直されたい。

## 

項目	区分	タイトル / 要旨
		補助金の公益上の必要性について
		本補助金の申請件数が少ない理由について調査検討し、それを踏まえ
	意見 42	て利用者の増加に努める必要がある。また、長期にわたり、申請件数が
		増加しないような場合には、本補助金の必要性も含めて検討する必要が
		ある。
		補助対象研修の明確化について
	意見 43	現行の要綱では、補助対象研修について「専門性向上のため」としか
	思兄 43	記載されていないため、当該補助金の利用促進に向け、補助対象研修の
		具体例を明確に示す必要がある。
2.	10 児童家庭支	援センター設置運営補助金
		補助金額の決定方法について
	指摘事項 17	補助金額の決定方法について、基準額と実支出額の比較だけで問題な
	1日順事次11	いか十分に検討し、問題ないと判断した場合には、要綱の規定を実態に
		合わせて改正するべきである。
		確定決算書による追加確認について
	意見 44	実績確認を正確に行うためには、3月31日の提出日を見直して、市
	思兄 44	の会計処理に間に合う日を提出日とした上で、必ず確定した金額で報告
		するよう義務付ける必要がある。
2.	11 神戸市DV	被害者支援活動補助金
		補助金増額による効果の検証について
	意見 45	補助金額の大幅な増額があったため、補助目的に沿った成果指標を設
		定し、増額による効果を測定する必要がある。
2.	12 神戸市児童	福祉施設入所児童等指導育成補助金
	(指摘事項及)	び意見なし)
2.	13 神戸市民間	児童福祉施設運営費等補助金
		少額補助金の実効性について
	意見 46	当補助金は事業活動収入に占める割合が僅かとなっている少額の補
	忠允 40	助金のため、その有効性を検討した上で、必要に応じて制度の見直しを
		行う必要がある。
		交付要綱の表現について
	意見 47	交付要綱について不明瞭な箇所があったため、関係者が理解しやすい
		ように明瞭な表現で記載する必要がある。
	指摘事項 18	交付時期の適切化について

項目	区分	タイトル / 要旨	
		当補助金は、上期と下期の年2回に分けて交付することとしている	
		が、令和3年度は同月に交付しており、実質的に年1回の交付となって	
		   いる。年2回の交付とした趣旨に鑑み、上期と下期に分けて交付する場	
		合にはそれぞれの期間の在籍人数が把握できれば補助対象者に申請書	
		の提出を求め、速やかに交付するべきである。	
2.	14 神戸市民間	児童福祉施設職員給与改善補助金	
		補助単価の見直しについて	
		当補助金について透明性の確保を図り、交付の目的に従って公正かつ	
	意見 48	効率的に使用されるようにするために、社会経済情勢等の変化に応じて	
	息兄 40	適時に補助単価を見直すとともに、勤続年数以外の要因も考慮した補助	
		金の算定方法を検討することでより効果を発揮できる仕組みへと見直	
		していく必要がある。	
		実績報告書の記載不備について	
		補助事業者に対して実績報告書の適切な作成について周知・徹底する	
	意見 49	とともに、現場負担軽減に向けたITの活用等による対応を検討するこ	
		とにより、実績報告書の記載不備を減らし、効率的かつ実効性を高めた	
		審査を行う必要がある。	
		上期分補助金の期限に従った交付について	
	指摘事項 19	上期分補助金について要綱の定めに従い補助事業者からの申請書提	
		出日から30日以内に交付の決定を行い、通知するべきである。	
		成果指標の設定について	
	意見 50	補助金の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果を測	
		定されたい。	
2.	15 人材確保・	定着促進にかかる一時金	
		成果指標の設定について	
	意見 51	補助金の評価のために補助目的に沿った成果指標を設定し、効果を測	
		定する必要がある。	
2.	16 第1種助産	施設補助金	
	(指摘事項及び意見なし)		
2.	2. 17 母子・婦人短期保護事業補助金		
		補助金等見直しチェックシートの適切な作成について	
	意見 52	当補助金は再補助を実施しているため、補助金等見直しチェックシー	
		トにおいてその合理的な理由を記載する必要がある。合理的な理由が認	
		められない場合には、直接補助への切り替えを検討する必要がある。	

項目	区分	タイトル / 要旨
2.	18 神戸市こど	も家庭局社会福祉施設整備資金融資利子補給補助金
		新規のあっせん融資に係る利子補給補助金の必要性について
	意見 53	新規施設整備の資金需要、金利状況及び補助事業の実効性を踏まえ、
		本補助事業による新規受付の廃止も含めた見直しを検討されたい。
2.	19 神戸市こど	も家庭局社会福祉施設用地取得資金融資利子補給補助金
		新規のあっせん融資に係る利子補給補助金の必要性について
	意見 54	新規施設整備の資金需要、金利状況及び補助事業の実効性を踏まえ、
		本補助事業による新規受付の廃止も含めた見直しを検討されたい。
2.	20 神戸市教育	• 保育施設等整備補助金
	(指摘事項及で	び意見なし)
2.	21 神戸市私立	幼稚園等における医療的ケア児の受け入れ事業補助金
	(指摘事項及で	び意見なし)
2.	22 神戸市事業	所內保育施設整備事業補助金
		補助金の廃止検討及び補助率見直しについて
		待機児童が解消されつつある現在の環境において、本補助事業を継続
	意見 55	することによる効果が低いため、廃止を含めた見直しを検討されたい。
		また、本補助事業を継続する場合においても、事業所内保育施設のニ
		ーズ及び期待される効果を踏まえ、補助率について見直す必要がある。
2.	23 神戸市保育	士等宿舎借り上げ支援事業補助金
		申請及び実績報告資料に係るデータベース管理について
	意見 56	毎期、同一の資料を提出している不動産賃貸契約書等の書類について
	总先 50	は、データベース管理とすることなどにより事務の効率化を図り、審査
		が効果的に実施できるよう検討されたい。
		実績報告時の提出資料について
	指摘事項 20	実績報告として要綱に規定されている資料のうち、提出が不要な書類
		については、要綱改定により速やかに削除するべきである。
		利害関係者が所有する補助対象施設でないことの確認について
	意見 57	事業者が補助対象施設要件を認識した上で申請し、審査時に確認でき
		るような体制を構築されたい。
2.	24 神戸市保育	人材の確保・定着にかかる奨学金返還支援事業補助金
		対象奨学金について
	意見 58	要件を満たす者に公平な機会を提供できるよう具体的な奨学金や教
		育ローンの例を明示するなどして周知するとともに、担当者が事務手続

項目	区分	タイトル / 要旨
		において該当の是非の判断が客観的にできるような方針を明示された
		l',
		実績報告時の提出資料について
	指摘事項 21	実績報告として要綱に規定されている資料のうち、提出が不要な書類
		については、要綱改定により速やかに削除するべきである。
2. 2	25 神戸市保育	送迎ステーション運営費補助金
		交通費に係る支払実績の確認資料について
	意見 59	回数券の領収書のみによらず、使用実績を記載した記録も合わせて確
		認し、補助対象経費の適正性を確認する必要がある。
		要綱の改正について
	₩ ★ 花 00	神戸市保育送迎ステーション運営費補助金交付要綱第 17 条について
	指摘事項 22	は、当該事業には該当しない規定であるため、速やかに要綱を改定し、
		削除するべきである。
2. 2	26 神戸市保育	送迎ステーション整備補助金
	(指摘事項及で	<u></u> び意見なし)
2. 2	27 神戸市保育	補助者雇上強化事業補助金
		補助対象職員の補助の継続について
		国の事業の目的は保育士の環境改善、負担軽減、及び新たな保育士の
	   指摘事項 23	養成と考えられることから、保育士資格取得に努めている保育補助者を
	1日1向学会20	補助対象とするべきであるため、保育士資格を取得しない同一の保育補
		助者への補助金については補助年数の上限を設定する等の対応を講じ
		るべきである。
		補助対象職員の除外について
	   指摘事項 24	補助事業である「保育士等処遇改善臨時特例事業補助金」と重複して
	1日11月 字 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	いる場合は、神戸市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱第3条第3
		項の規定に従い、補助対象職員から除外するべきである。
		交付要綱に規定された補助対象職員について
		神戸市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱に規定された補助対
	意見 60	象職員は、国の保育補助者雇上強化事業実施要綱の規定と相違がある。
		市の要綱の決定権限はあくまで市にあるが、国の実施要綱の規定を参
		考に市の交付要綱の見直しを検討する必要がある。
2. 2	28 神戸市民間	児童福祉施設整備資金(福祉医療機構)利子補助金
	意見 61	県の同種の補助金へ申請について

項目	区分	タイトル / 要旨	
		市の財政負担軽減のために、利用可能な県の同種の補助金がある場合	
		   は、その補助を活用できないか検討する必要がある。	
2.	2. 29 神戸市民間保育所・認定こども園改修費等補助金		
		一括下請けに該当しない旨の確認方法について	
		工事内容の確認や工事完了検査において一定水準以上の品質を確保	
	意見 62	するためにチェックリストや具体的な手順書の整備を行い、その確認内	
		容について、具体的な検証状況が事後的に確認できるよう、証跡を残す	
		必要がある。	
2.	30 神戸市民間	保育所・認定こども園定員拡大促進補助金	
	(指摘事項及)	び意見なし)	
2.	31 地域子育て	支援拠点事業運営費補助金	
		地域子育て支援拠点事業者に対する利用者の満足度調査について	
	意見 63	民営の拠点については市が主導した満足度調査等は行っていないが、	
	尽光 U3	補助金支給対象事業に対する利用者のニーズや不満を把握するため、公	
		営と同様に市が主導した満足度調査等を実施する必要がある。	
		地域子育て支援拠点事業者の選定について	
	意見 64	地域子育て支援拠点事業を行っている民間事業者は非公募で選定さ	
	总元 04	れているが、利用者のニーズや支援拠点地域の他の事業者に当事業の運	
		営の可否等を調査し、公募による選定を検討する必要がある。	
		補助対象となる経費の確認について	
	意見 65	補助対象となる「神戸市地域子育て支援拠点事業(センター型)実績	
		報告書」の経費の計上内容や按分基準等の確認を行う必要がある。	
2.	32 おむつ処理	費用補助事業補助金	
		補助金の支給時期について	
	意見 66	おむつ処理費用補助事業にかかる補助金は、補助金申請の受付期限か	
	息兄 00	ら支給までに半年以上を要している。おむつ処理に係る施設の負担軽減	
		を目的とするならば、支給時期の早期化を図る必要がある。	
2.33 すこやか保育支援事業補助金			
	指摘事項 25	補助金の適用対象について	
		神戸市すこやか保育支援事業補助金交付の特則に関する要綱第2条	
		で適用対象を要支援子どもが「2人以上在籍していなければならない。」	
		と規定しているが、1人のみの在籍でも補助金は支給されているため、	
		早急に適用対象の検討を行い、要綱の改正などを行うべきである。	
	指摘事項 26	補助金交付要綱等の改定について	

項目	区分	タイトル / 要旨
		神戸市すこやか保育支援事業補助金交付要綱及び神戸市すこやか
		育支援事業補助金交付の特則に関する要綱に規定されている補助金は
		これらの要綱に規定されていない判断基準が定められた内規により
		助の金額が算定されており、その判断基準の決定過程も、補助金支給
		の算定根拠も不透明となっているため、内規に記載された判断基準の
		当性を検討した上で、これらの要綱を実態に合わせて改定するべきで
		る。
		補助対象職員について
		内規に定めた判断基準では補助対象となる看護師・保健婦・介護士
		│ 資格を有するものが補助対象となっておらず、また、対象職員となっ
	意見 67	職員についても実際にすこやか児の保育に関与しているかの確認が
		われていない。
		補助金の趣旨を鑑みて、すこやか児の保育の実態に合わせた職員に
		して補助金を支給する必要がある。
		すこやか保育支援事業にかかる補助金の支給時期について
	<b>4</b>	補助の実質的な内容はすこやか児に対応する人件費の補填であり、
	意見 68	   額も多額となる傾向であるため、認定から交付に至るまでの実務を早
		化する必要がある。
2.		L幼児の定期預かり事業補助金
		補助金算定式について
		神戸市育休明け乳幼児の定期預かり事業では、要綱に規定された補
	指摘事項 27	金の算定式によると、預かる日数ではなく預かる児童数で補助額が増
		することになり、公平性の観点から問題があるため、補助金算定式を
		直すべきである。
		要綱上の事業実績報告に関する規定について
	指摘事項 28	補助金の算定に必要となる事業実績報告を求める内容の規定が要
		上にないため、実態に合わせて要綱改正を行うべきである。
2.		」 事業運営費補助金
		補助金算定数値の検証について
	意見 69	
		いて検討する必要がある。
		成果指標の整合性について
	意見 70	成果指標にかかる目標値と実績値について、整合性が図れるよう検
		する必要がある。

項目	区分	タイトル / 要旨
	意見 71	補助金算定数値の検証について
		算定根拠資料に関するルールを明確にし、補助金算定数値の検証につ
		いて検討する必要がある。
	指摘事項 29	補助金算定における計算表について
		判定の誤りが極力生じないよう計算表の様式を見直すとともに、改め
		て算定方法を局内で周知徹底するべきである。
		スプレッドシートの取扱いについて
	意見 72	誤りがないか確認し、様式や作成方法のルールを定め、運用する必要
		がある。
		成果指標の整合性について
	意見 73	成果指標にかかる目標値と実績値について、整合性が図れるよう検討
		する必要がある。
2.37 延長保育事業運営費補助金		
		補助金算定数値の検証について
	意見 74	算定根拠資料に関するルールを明確にし、補助金算定数値の検証につ
		いて検討する必要がある。
	意見 75	成果指標の整合性について
		成果指標にかかる目標値と実績値について、整合性が図れるよう検討
		する必要がある。
2.	38 家庭支援推	進保育事業運営費等補助金
	华協車頂 20	選定上の根拠について
	指摘事項 30	選定上の具体的な根拠を定めるべきである。
		該当施設の有無の検討について
	意見 76	非公募であるため、公平性の観点から、該当する施設の有無を定期的
		に確認する必要がある。
		入所児童の処遇向上の確認の実施について
	意見 77	指導計画の作成及び計画的な保育の実施、定期的な家庭訪問など家庭
		に対する指導の実施状況まで確認するなど入所児童の処遇の向上が図
		られているか確かめる必要がある。
	意見 78	成果指標の設定について
		適切な成果指標が設定できるか再検討する必要がある。
2.	39 休日保育事	業補助金
	意見 79	算定方法の見直しについて

項目	区分	タイトル / 要旨
		施設の実態を把握し、より効果的、公平な算定方法がないか検討する
		必要がある。
		補助金算定数値等の検証について
	意見 80	算定根拠資料に関するルールを明確にし、補助金算定数値の検証につ
		いて検討する必要がある。
	意見 81	成果指標の設定について
		補助金の目的に照らして適切な成果指標を設定する必要がある。
2.	40 児童健康診	
		補助金募集にかかる対応について
	李目 00	単なる案内のみでなく、本事業の理解のための広報を重視し、さらに
	意見 82	未実施の施設については個別に実施していない理由を調査する必要が
		ある。
		健診費用の実態調査について
	意見 83	実績報告書などに健診の実施回数や健診費用、その他健診に係る経費
	思兄 00	等の記載を求めるなど施設負担額の実態を把握し、補助金の対象とする
		ことが望ましいものがないか検討する必要がある。
		成果指標について
	意見 84	未実施施設割合の減少など何らかの成果指標を設定できないか検討
		する必要がある。
2.	41 潜在保育士	等職場復帰支援一時金
		算定方法、条件等の見直しについて
	意見 85	本制度の実態を把握し、利便性が高く、継続的な定着を図れる算定方
		法や条件を検討する必要がある。
	<b>卒</b> 日 0.0	補助金算定数値等の検証について
	意見 86	検証方法を再検討し、取扱いを明確にする必要がある。
		実績報告について
		所管課として、実績報告書に支払を証する証憑の添付を求めている趣
	指摘事項 31	旨を再確認するべきである。
		また、事業者に対して、実施要綱の内容について理解を促し、厳格に
		実施するよう指導するとともに、実績報告書及び添付書類の提出を厳格
		に求めるべきである。
	意見 87	成果指標について
		一時的な復帰ではなく、復帰の形態も含めた成果指標を設定する必要
		がある。

項目	区分	タイトル / 要旨
2.	42 地域活動事	業補助金
		対象事業について
	意見 88	実施事業の実施項目や自主事業としていることに問題がないか検討
		する必要がある。
		補助金額の算定方法について
	意見 89	より効果的、かつ、効率的な算定方法を設定できないか検討する必要
		がある。
		「定期的かつ継続的内容」の確認について
	意見 90	対象事業が原則として、定期的かつ継続的に実施されているか確認す
		る必要がある。
		実績報告の記載について
	意見 91	事業を実施する事業者に説明責任を果たしてもらうため、実績報告の
		記載の精緻化を求めていく必要がある。
		確認作業の効率化について
	意見 92	本事業は特に、実施項目の限定や費用科目の限定、支出に関するルー
	息兄 92	ルを明確にすることなどにより効率化できる余地がないか検討する必
		要がある。
		成果指標の設定について
	意見 93	事業の成果を測るための厳密な指標の設定は困難であるが、事業の有
		効性を高めるための指標の設定を検討する必要がある。
2.	43 病児保育事	業処遇改善補助金
		実績報告について
		職員に手当が支払われていることを確認できる書類の提出を求める
	意見 94	必要がある。
		また、実績報告における報告内容の見直しが必要であるか検討する必
		要がある。
	意見 95	成果指標の設定について
	高九 30	本事業の目的に適合した成果指標を設定する必要がある。
2.	44 病児保育事	業賃借料等補助金
		補助金額の妥当性の検討について
	意見 96	事業者ごとの病児施設の実態に照らして適切な補助であるか確認す
		る必要がある。
	意見 97	成果指標の設定について
		本事業の目的に適合した成果指標を設定する必要がある。

項目	区分	タイトル / 要旨	
2.	45 病児保育予	約システム補助事業補助金	
		成果指標及び目標値について	
	# E	試行段階を経て、本格的に全施設へ導入する方針となったため、現在	
	意見 98	は明確な目標値を設定可能である。今後は適切に成果指標及び目標値を	
		設定されたい。	
2.	46 保育人材の	確保・定着促進にかかる一時金	
		成果指標及び目標値について	
	意見 99	事業の目標を達成するためにも、成果指標及び目標値を設定し、施策	
		の有効性を適切に評価する必要がある。	
2.	47 民間児童福	<b>祉施設運営費補助金</b>	
		要綱規定の必要性の確認について	
	意見 100	神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金交付要綱第3条第2項の規	
		定の意義や必要性について再度確認し、必要である場合には、適切にそ	
		の趣旨を達成できるように規定を見直す必要がある。	
		補助額・率の適正化について	
	意見 101	補助金の見直しが形式的なものにならないよう、具体的な内容のある	
		事業費を設定する必要がある。	
		履行状況の確認について	
	意見 102	補助金の見直しが形式的なものにならないよう、事業費の実績確認は	
	<b>总</b> 尤 102	収支報告等を入手するのみでなく、証拠書類との照合を行い補助金の履	
		行の状況の内容を十分に確認するようにされたい。	
2.	48 民間児童福	社施設産休等代替職員 <b>費補</b> 助金	
		補助効果の検討	
	意見 103	受益者が少なくかつ特定の法人への交付に偏っているため、制度の変	
	70.70 100	更により補助対象の拡大を検討するか、もしくは補助効果が低い場合に	
		は廃止も検討されたい。	
2.	49 民間児童福 	· 社施設職員給与改善補助金 	
	意見 104	補助効果の検討 	
		単純に「現行のまま継続」とせず、今一度、社会情勢の変化に対応し	
		ているか再確認し、金額の根拠についても明確にされたい。	
2.	2.50 児童福祉施設一時保護児童委託費支給		
	(指摘事項及)	び意見なし)	